

消費税の軽減税率について

小林 由拓 (こばやし ゆきひろ)

小林由拓税理士事務所
税理士



前は企業版のふるさと納税制度と既存の個人版ふるさと納税制度の改正について説明させていただきました。今回は消費税の軽減税率について説明させていただきます。

〔質問〕

消費税の軽減税率とはどのようなものですか。

〔回答〕

1. 最近の消費税の軽減税率をめぐる動向

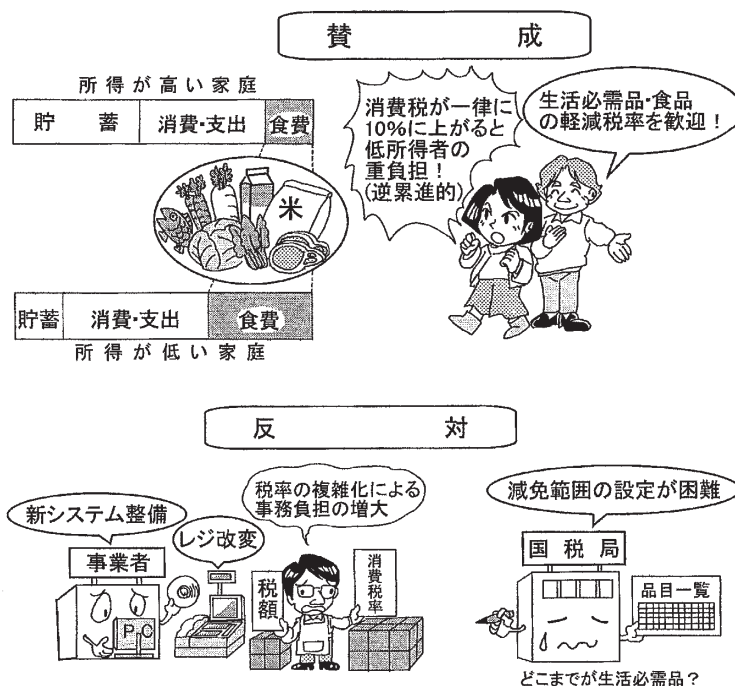
菅義偉官房長官は11月3日午前、都内での経営者らとの討論会で、消費増税時に一部品目の税率を低くする軽減税率について「金額は別にして、やらせてもらう。できるだけ（低所得者の）負担を少なくしたい」と語りました。軽減税率導入については対象品目や財源をめぐって、自民、公明両党の税制調査会で溝があります。公明党で生鮮品（約3,400億円）を軸に加工品を組み合わせる案（最大約8,000億円）が浮上する一方、自民党税調は幅広い対象品目に否定的な立場です。菅長官は2014年4月の消費税率8%への引き上げは「影響はいわれているよりもはるかに深刻だった」と指摘しました。一方、2017年4月の税率10%への引き上げは「リーマン・ショックのような現象がなければ予定通りやる」と語りました。このように消費税の軽減税率をめぐる論議が活発になっ

ています。そこで今回は消費税の軽減税率について、軽減税率とは何か、諸外国の軽減税率について説明させていただきます。

2. 消費税の軽減税率と軽減税率をめぐる論議

軽減税率とは、一般的に課される標準的な税率よりも、特定のものについてだけ低く設定される税率のことをいいます。2017年4月に一般消費税の税率が8%から10%に引き上げられる予定であるために、低所得者層の負担軽減などの観点から、食料品などの生活必需品について軽減税率を適用することが検討されています。

1989年に消費税が導入されて以来、ほぼ全ての商品やサービスについて同一の消費税率が適用されてきました。一部の地代、保険料、学校教育に要する授業料など課税になじまない品目について、例外的に非課税とされたものもありますが、消費税についての軽減税率は存在しませんでした。消費税は消費にともない課されます。また、所得が低いほど高所得層に比べて所得のうち消費に使われる割合が大きいと考えられます。このため、低所得層に、より重い負担を強いる逆累進的な税制



であるとされています。税負担の公平性という観点から、所得税は高所得層により高い負担を求める累進課税となっており、法人税も一定規模以下の中小企業には軽減税率を定めています。また、EUをはじめとする先進諸国では20%内外の付加価値税が課されていますが、食料品などについては軽減税率が適用されている場合が多くあります。こうしたことから、与党内でも消費税を10%に増税するのに伴って軽減税率を実現すべきとの声があります。消費税増税1%当たり税収増2兆円といわれるなか、軽減税率に反対する意見の強い政府税制調査会の調べでは、米、みそ、しょうゆの3品目を減免すると、税率1%当たり200億円、酒と外食を除く全ての食料品を減免しても税率1%当たり6,300億円に過ぎないとされています。

増税による負担の増加に対して、国民の大多数は軽減税率の実施を望んでいるようです。このほか、新聞や出版物に対して軽減税率適用を求める声もあります。その一方、徴収義務者である事業者からは税率が複雑化することによる事務負担の増大を懸念する声があります。また、国税当局などによれば減免範囲の設定が困難であり、税務執行面からも単一税率を維持することが好ましいとの意見も出ています。

3. 欧州の付加価値税について

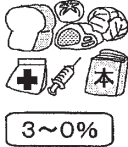








EUの共通税制として採用されている付加価値税（VAT；Value-Added Tax）は、物やサービスの「消費」にかかる間接税の一つで、日本の消費税と同様のものです。

日本では、消費税は1989年4月に3%で導入され、その後、1997年に5%、2014年に8%に引き上げられ、2017年4月からはさらに10%に引き上げられることになっていますが、これまでは原則として一律の税率が適用されています。しかし、EU加盟国の中には、食品や医薬・衣料品などの生活必需品や、文化・教育関連品、子ども用品などを中心に、いくつもの軽減税率やゼロ税率を設けて適用している国があります。

なぜ同じ国の中にも複数の税率が許容されているのかと言うと、VAT税制を正しく運用するためにEUが定めた共通規則のVAT指令では、標準税率を15%以上と規定し、それ以外に、1～2つの軽減税率（5%以上）、さらに、特例として、超軽減税率やゼロ税率を設定してもよいと定めているからです。これらの適用対象の物やサービスのカテゴリーは、VAT指令の付録Ⅲおよびこの更新版（VAT rates, as of 1st Jan 2015）によって極めて細かく規定されています。

EU全体を見てみると、軽減税率をほとんど適

EU加盟国の中でも軽減税率の適用はそれぞれです

ほとんど標準税率	多くの品に軽減税率適用	複数税率を設けている	多品目に0税率適用	標準税率を広く均一にかけ手厚い社会保障
軽減税率はほぼ適用せず	 3~0%	10% 5.5% 2.1% 	0% 	
 ブルガリア 20% デンマーク 25%	 ルクセンブルク 標準税率17%	 フランス 標準税率20%	 英国 標準税率20%	 デンマーク 標準税率25%

用せず、幅広い品目に標準税率を適用している国（例：ブルガリアの20%、デンマークの25%など）、非常に多くの品目に軽減税率を適用している国（例：ルクセンブルク——標準税率は17%だが、食品・医薬品・書籍をはじめ、幅広い品目で3%かゼロ税率を適用）、複数税率を設けている国（例：フランス——標準税率20%のほかに10%、5.5%、2.1%の税率あり）、幅広い品目にゼロ税率を適用している国（例：英国——食品・医薬品・書籍をはじめ多くの品目にゼロ税率を適用）など、国による違いがあります。

加盟国の中には、共通 VAT 税制が施行される前から、独自の総合的な税制度の中に、付加価値税を位置づけていた国も多くありました。軽減税率は、低所得層への重税（逆進性）を避けるため、食品、医薬品、介護用品などの生活必需品に、また社会的に奨励するような情報、文化や教育関連などに設定している国が多くあります。しかし、VAT 税単独での逆進性対応を考えるよりも、標準税率をより広い品目に均一にかけることによってシンプルな VAT 税制で国の税収を高め、それによって得た財源を手厚い社会保障で還元した方が、トータルな税と社会保障の仕組みとして合理的だとの考えもあります。デンマークなどで高めの標準税率がほぼ例外なく適用されていても、その財源で低所得者への福祉が施されているため、逆進性があまり問題にならないのが好例とされます。

日本人など域外の個人や業者にとっては気づきにくいですが、EU 域内の事業者から見ると、一つの経済圏としての発展をさらに推し進めるには、

現行の VAT 税制には不都合な点や問題があります。

加盟国や品目によって異なる複雑な税率は、加盟国間での公平な競争の弊害になりやすいのです。いくつもの商品をセット販売したり、ハイブリッドな新製品が出てきたりする際、適用税率の判断は不明瞭です。ネット商品やネットビジネスの普及で、既存の VAT 税制の枠組みが現実に即さなくなっているのも事実です。事業者にとっては、現行の VAT 税務実務は極めて煩雑であることは、皆の認めるところであり、特に中小企業にとっては負担が大きいのです。域内加盟国間における VAT 実務の盲点につけ込んだ組織的不正の温床になりやすい点も指摘されています。こうした問題が浮上するたびに、細かな改正が繰り返されてきたのが、今日の VAT 税制です。

これから年末にかけて与党税調、政府税調で軽減税率について議論されるでしょう。年明けの通常国会にどのような内容で軽減税率についての法案が提出されるのか興味深いところです。

